

広島市介護保険支給限度額超過利用負担助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病又は認知症により介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額（以下「支給限度額」という。）を超える介護サービスの利用が必要と認められる生活困窮者に対し、当該者が支給限度額を超えて利用した介護サービスに係る費用の一部について助成するものとし、その助成の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、当該者の属する世帯のすべての者が本市に納付すべき介護保険料（法第129条第1項に規定する保険料をいう。）を滞納しておらず、かつ、別記の基準に該当するものとする。

- (1) 本市が行う介護保険の居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）のうち、被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）でない者であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 市町村民税非課税世帯に属していること。

イ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第31条に規定する介護手当が支給されていないこと。

- (2) 被保護者のうち、生活保護法第11条第1項第5号に規定する介護扶助を受給している者であつて、次のいずれにも該当するもの

ア 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助に係る障害者加算他人介護料（昭和38年厚生省告示第158号別表第1第2章の2の（5）に規定する介護人をつけるための費用を要する場合において算定するもの（やむを得ない事情がある場合において特別基準を設定する場合を含む。）をいう。）が算定されていないこと。

イ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当が支給されていないこと。

(助成の範囲)

第3条 助成の対象とするサービス（以下「対象サービス」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）のうち、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護及び通所リハビリテーション並びに法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）のうち、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護

- (2) 指定居宅サービス以外の訪問介護又はこれに相当すると市長が認めたサービス（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画において利用するサービスとして定められているものに限る。）

2 助成金の額は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、1月において助成する額は、2万5千円を超えることができない。

(1) 居宅要介護被保険者

対象サービスの支給限度額を超える利用に要した費用(障害又は難病を理由として公的な施策により提供されるサービスの利用に伴い負担した費用を除く。以下同じ。)の2分の1に相当する額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(2) 被保護者

対象サービスの支給限度額を超える利用に要した費用に相当する額とする。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、所定の申請書に、介護保険被保険者証その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請書の提出があったときは、これを審査して、助成金を支給するかどうかの決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、助成金の支給の決定をしたときは、その決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 この要綱による助成金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(取消し等)

第8条 市長は、助成金の支給の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって助成金の支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行し、平成14年4月サービス利用分から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年4月サービス利用分から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(別記)

1 難病を事由とするものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 疾病

次に掲げる年齢の区分に応じ、当該区分に定める疾病に該当すること。

ア 65歳以上 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定める特殊の疾病

イ 40歳以上65歳未満 筋萎縮性側索硬化症，脊髄小脳変性症，関節リウマチ，パーキンソン病，脊柱管狭窄症，多系統萎縮症，後縦靱帯骨化症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症

(2) 要介護状態区分 要介護3，要介護4又は要介護5のいずれかの認定を受けていること。

(3) 障害老人の日常生活自立度（平成3年11月18日付け老健第102－2号厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知） ランクB又はランクCに該当すること。

2 認知症を事由とするものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 疾病

認知症

(2) 要介護状態区分 要介護3，要介護4又は要介護5のいずれかの認定を受けていること。

(3) 認知症高齢者の日常生活自立度（平成5年10月26日付け老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知） ランクⅡ，ランクⅢ，ランクⅣ又はランクMのいずれかに該当すること。